

番 号	6-12	受付年月日	令和6年12月17日
件 名	冬期孤立住宅解消事業の改善と鈴木澄雄さん宅の早期解消のお願いについて	陳 情 者	只見町布沢区長 小林 幸夫
紹介議員		付託委員会	経済常任委員会

陳情全文

令和6年12月17日

陳 情 書

只見町議会
議長 佐藤 孝義 様

只見町布沢区長 小林 幸夫

冬期孤立住宅解消事業の改善と鈴木澄雄さん宅の早期解消のお願いについて

このことについては、過去10年来早期解消をお願いしているところではありますが今だ解消の見通しが立っておりません。当初年次計画で実施して頂く約束をいただいた時は小沼町長時代に創設された制度でありましたが、現行制度は孤立住宅居住者が事業主体となる補助事業に変更されました。

町内個々の孤立住宅の立地条件によっては、現行制度でも有効に機能する箇所もあると思いますが、鈴木澄雄さん宅の場合は融雪施設は水不足から困難である上に道路改良以外にありませんが、道路延長が長い上に用地買収費も生じ受益者負担が大きく利用は困難です。わが国でも有数の豪雪地帯である本町の克雪対策制度としてはあまりにも網の目の粗い対策と云わざるを得ません。つきましては、町内の冬期孤立住宅の実態調査を行い、立地環境の異なる孤立住宅の状況に応じたキメ細かな制度設計を検討していただきたくお願いします。

実態調査をすれば、消雪施設で解消できる孤立住宅、道路改良でなければ解消できない孤立住宅、受益者負担がどの程度になる現場か、など実態が判明し、より具体的な対策の方向性が見えてくるのではないのでしょうか？

現行制度で多様な立地条件の孤立住宅を解消しようというところに無理があるように思います。布沢集落においては、すでに以前の冬期孤立住宅解消事業で解消済みで、現在は鈴木澄雄さん宅のみとなっています。どうか「厳しい雪国の暮らしから町民を守る」という本来の目的を達成するため次の点に配慮し汎用性の高い新たなシステムを構築し、鈴木さん宅の一日も早い解消に努めていただきたく区民連署をもってお願い申し上げる次第であります。

記

- 1、現行制度は、融雪施設となっておりますが町長は道路改良も本事業で対応すると云われますが、工種を限定せず「道路改良」も明記するのが望ましいと思います。現行の「只見町克雪対策事業補助金交付要綱」に定める「冬期孤立住宅解消事業」は、現行制度以前の「冬期孤立住宅解消事業」よりも大幅に後退しています。わが国有数の豪雪地帯である本町の定住環境の整備、人口減少対策や持続可能な町づくりの観点から制度の後退は今日の地域づくりに逆行した取り組みと思います。
- 2、水源不足等から道路改良以外に対策の道がない鈴木さん宅のような場合は工事費が高

み現行制度の活用は明らかに不可能です。

- 3、更に、事業費が嵩んだ場合現行の定額補助制度では、一般的な世帯においては利用できません。定額補助の場合は町民の負担能力に配慮し町民負担の限度額を設けるなどの工夫が必要と考えます。(例えば、除雪支援保険事業の所得階層別負担など)
- 4、更に、高齢化の中で受益者が事業主体となる補助事業には問題が多い。町民の暮らしの実態を総合的な視点から眺め新たな制度設計を工夫していただきたい。
- 5、現行制度前の制度は町単独工事でしたから用地買収・設計施工まで町が対応し受益者負担がありませんでした。現行制度との間には大きな格差、不公平が生じています。この格差是正は是非とも必要です。
- 6、受益者負担の伴う事業の導入にあたっては町民の負担能力に十分配慮していただきたいと思います。「冬期孤立住宅解消制度」が確立されても経済的弱者がその恩恵を受けられない制度では困ります。
- 7、現制度は①私道については対象にしない②町道でなければ対象としない。等々の説明ですが、前制度は無償提供の場合は対象路線とするとなっています。しかし、今日までの整備では町は必要用地を全て買収して施工してくれました。鈴木澄雄さん宅の現在の道路は鈴木さん個人の所有地であり当然無償提供をいたしますが、拡幅分の用地(田)は有償で提供を受けなければならず受益者負担の増嵩となります。「雪国の厳しい暮らしから町民を解放する」という事業の目的に立ち返って改めて制度を早急に見直していただきたいと思います。
- 8、要望路線の敷地が「公簿上の「赤道」以外は対象としない」とか「町道以外は対象にしない」といった採択方針では、町民が等しくその当該対策事業の恩恵を受けられる機会を奪い行政の公平・公正の原則が担保されず「雪国の厳しい暮らしから町民を解放する」という事業目的が第二、第三となっています。
- 9、次に現在の「町道認定基準」は、昭和44年4月1日に制定されて以来改正されていません。これからの新たな町づくりの方向性や町民の暮らしの変化、社会情勢の変化に対応して適時改正することが重要ではないでしょうか。一概に古いから悪いとは申し上げられないが、半世紀以上も前に制定した基準で町民要望に応えることは如何なものでしょうか？しっかり点検していただきたいと思います。
- 10、鈴木さん宅は昔からの公道(赤道)が存在します。しかし、当該公道は途中他の住宅内を通り宅地の買収、雪の捨て場確保の問題、道路延長も長く工事費が膨大になること、などから現在の道路改良をお願いしている事情をご理解いただきたいと思います。